

個人事業で退職金をもらう方法

1. 退職金は税金が安い

退職金は、日本で最も税金を優遇されている収入です。



2. なぜ？税金が安いのか

次の2つの特典を認められているからです。

(1) 退職所得控除

退職金のうち、次の金額には全く税金がかかりません。

これを『退職所得控除』と言います。

勤続20年までは、1年につき40万円

勤続21年以降は、1年につき70万円

(2) 退職所得控除後金額の2分の1

上記の『退職所得控除』を差し引いた金額の2分の1は、税金がかかりません。

3. 個人事業者は退職金が認められない

「個人事業」の事業主には、『退職金』が認められません。

個人事業の『青色専従者』にも、『退職金』は認められません。

4. なるべく「法人」にする

法人にすれば、法人に勤務する全ての人に『退職金』の支払いが認められます。『退職金』による節税金額は、“数千万円以上”になります。

5. 個人事業で退職金をもらう方法

『小規模企業共済』を活用します。

『小規模企業共済』は、受取金額を『退職金』と見なされて、ほとんど税金がかかりません。

個人事業者で『退職金』をもらう方法は、これしかありません。



一石三鳥を享受しましょう

『小規模企業共済』をお勧めします

1. 節税

掛金は、全額『所得控除』(所得から控除できる)です。
国民年金基金やイデコと別枠で所得税控除ができます。

2. 利回りが良い

定期預金より、はるかに高い利回りです。

3. 別枠で蓄財ができる

いつの間にか、当てにしない蓄財ができます。

- 「個人事業主」とその共同経営者、「会社役員」の人が加入できます。
※常時使用する従業員の数が20名以内(商業、サービス業は5名以内)の事業者に限ります。
- 毎月の掛金は、1,000円～70,000円(500円刻み)で加入できます。
- 国の制度ですから倒産の心配はありません。
- 1カ月:1,000円でも良いから加入しましょう。

